

■ 届出の方法について ①-1 <雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）>

雇用保険の被保険者となる外国人の場合（雇入れ時）

届出事項 (P.3～4参照)	①氏名 ②在留資格※等 ③在留期間等 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦資格外活動許可または報酬活動許可の有無 ⑧在留カード番号 ⑨雇入れに係る事業所の名称および所在地など、取得届に記載が必要な事項 ※在留資格「特定技能」の場合は分野、「特定活動」の場合は活動類型を含む（以下同じ）
届出方法	「17」～「23」欄に「国籍・地域」や「在留資格等」などを記入してハローワークに提出することによって、外国人雇用状況の雇入れに係る届出を行ったことになります。 ただし、以下の場合は記入不要です。 ・外国人雇用状況届出の対象外の方（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の方）
届出先	雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワークに届け出てください（インターネットより電子申請による届け出も可能です）。 ※雇用保険被保険者資格取得届を届け出るハローワークと同様です。 ※代理人による届出を行う場合には、あらかじめ代理人を選任することで提出は可能です。 代理人選任（解任）届が必要となりますので、管轄のハローワークまでお問い合わせください。
届出期限	雇い入れた日の翌月10日までです。

<「雇用保険被保険者資格取得届」の様式（様式第2号）>

届出内容に変更があった場合は、外国人雇用状況届出担当窓口にご相談ください。

例：事業所の移転、統合、廃止/被保険者の転勤/在留資格の変更など

様式第2号（第6版関係） 雇用保険被保険者資格取得届

氏名 0123456789

（必ず集まる国の法律事項を記入してください。）

1. 個人番号

2. 被保険者番号

3. 取得区分

4. 被保険者氏名

5. 変更後の氏名

6. 性別

7. 生年月日

8. 雇用番号

9. 被保険者となったことの原因

10. 契約期間の定め

11. 資格取得年月日

12. 雇用形態

13. 職種

14. 就労経路

15. 1週間の所定労働時間

16. 在留資格

17. 在留資格

18. 国籍・地域

19. 事業所の名称

20. 事業所の住所

21. 事業所の電話番号

22. 事業所の代表者

23. 在留資格

24. 在留資格

25. 在留資格

26. 在留資格

27. 在留資格

28. 在留資格

29. 在留資格

30. 在留資格

31. 在留資格

32. 在留資格

33. 在留資格

34. 在留資格

35. 在留資格

36. 在留資格

37. 在留資格

38. 在留資格

39. 在留資格

40. 在留資格

41. 在留資格

42. 在留資格

43. 在留資格

44. 在留資格

45. 在留資格

46. 在留資格

47. 在留資格

48. 在留資格

49. 在留資格

50. 在留資格

51. 在留資格

52. 在留資格

53. 在留資格

54. 在留資格

55. 在留資格

56. 在留資格

57. 在留資格

58. 在留資格

59. 在留資格

60. 在留資格

61. 在留資格

62. 在留資格

63. 在留資格

64. 在留資格

65. 在留資格

66. 在留資格

67. 在留資格

68. 在留資格

69. 在留資格

70. 在留資格

71. 在留資格

72. 在留資格

73. 在留資格

74. 在留資格

75. 在留資格

76. 在留資格

77. 在留資格

78. 在留資格

79. 在留資格

80. 在留資格

81. 在留資格

82. 在留資格

83. 在留資格

84. 在留資格

85. 在留資格

86. 在留資格

87. 在留資格

88. 在留資格

89. 在留資格

90. 在留資格

91. 在留資格

92. 在留資格

93. 在留資格

94. 在留資格

95. 在留資格

96. 在留資格

97. 在留資格

98. 在留資格

99. 在留資格

100. 在留資格

「備考」欄

「外国人雇用状況届出書（様式第3号）」によって届出済みの場合、または在留資格変更申請中の場合に記入してください。

（例：様式第3号によって届出済、在留資格変更申請中 など）

「17.被保険者氏名（ローマ字）」欄

届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。

「23.在留資格」欄

在留カードの「在留資格」または旅券（パスポート）上の上陸許可証に記載されたとおりの内容を記入してください。

※「被監理者」「仮滞在許可者」の場合も同様に記入してください。
在留資格が「特定技能」または「特定活動」の場合には、以下のいずれかを記入してください。

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●特定技能1号（介護） ●特定技能1号（ビルクリーニング） ●特定技能1号（素形材産業）※a ●特定技能1号（産業機械製造業）※a ●特定技能1号（電気・電子情報関連産業）※a ●特定技能1号（工業製品製造業） ●特定技能1号（建設） ●特定技能1号（造船・船用工業） ●特定技能1号（自動車整備） ●特定技能1号（航空） ●特定技能1号（宿泊） ●特定技能1号（農業） ●特定技能1号（漁業） ●特定技能1号（飲食料品製造業） ●特定技能1号（外食業） ●特定技能1号（自動車運送業） ●特定技能1号（鉄道） ●特定技能1号（林業） ●特定技能1号（木材産業） | <ul style="list-style-type: none"> ●特定技能2号（ビルクリーニング） ●特定技能2号（工業製品製造業） ●特定技能2号（建設） ●特定技能2号（造船・船用工業） ●特定技能2号（自動車整備） ●特定技能2号（航空） ●特定技能2号（宿泊） ●特定技能2号（農業） ●特定技能2号（漁業） ●特定技能2号（飲食料品製造業） ●特定技能2号（外食業） ●特定技能2号（ワーキングホリデー） ●特定技能2号（EPA） ●特定技能2号（高度学術研究活動） ●特定技能2号（高度専門・技術活動） ●特定技能2号（高度経営・管理活動） ●特定技能2号（高度人材外国人の就労配偶者） | <ul style="list-style-type: none"> ●特定活動（建設分野） ●特定活動（造船分野） ●特定活動（外国人調理師） ●特定活動（ハラル牛肉生産） ●特定活動（製造分野） ●特定活動（家事支援） ●特定活動（就職活動） ●特定活動（農業） ●特定活動（日系4世） ●特定活動（本邦大学卒業生） ●特定活動（就労可） ●特定活動（その他） |
|---|---|--|

※a 在留資格「特定技能1号（素形材産業）」「特定技能1号（産業機械製造業）」「特定技能1号（電気・電子情報関連産業）」のままで雇入れを行う場合のみ。

電子申請について（雇入れ時・離職時）

雇用保険の被保険者となる外国人の場合「e-Gov」電子申請からの届出も可能です。
その場合、届出用紙による届出は不要です。

e-GOV

<https://www.e-gov.go.jp>



■ 届出の方法について ①-2 <雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）>

雇用保険の被保険者となる外国人の場合（離職時）

届出事項 (P.3~4参照)	①氏名 ②在留資格等 ③在留期間等 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦在留カード番号 ⑧離職に係る事業所の名称および所在地など、喪失届に記載が必要な事項
届出方法	表面の「住所（被保険者の住所又は居所）」欄の他、裏面の「14」～「19」欄に「国籍・地域」や「在留資格等」などを記入してハローワークに提出することで、外国人雇用状況の離職に係る届出を行ったことになります。ただし、以下の場合は記入不要です。 ・外国人雇用状況届出の対象外の方（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の方）
届出先	雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワークに届け出てください（インターネットより電子申請による届け出も可能です）。 ※雇用保険被保険者資格取得届を届け出るハローワークと同様です。 ※代理人による届出を行う場合には、あらかじめ代理人を選任することで提出は可能です。 代理人選任（解任）届が必要となりますので、管轄のハローワークまでお問い合わせください。
届出期限	退職した日の翌日から10日以内です。

<「雇用保険被保険者資格喪失届」の様式（様式第4号）>

表 面

様式第4号（第7条関係）（第1面）
雇用保険被保険者資格喪失届

（必ず第2面の注意事項を讀んでから記載してください。）

帳票種別 1. 被保険者番号 2. 事業所番号 3. 資格取得年月日

4. 離職年月日（元号 4 平成 5 令和） 5. 喪失原因 6. 離職意欲付希望 7. 1 週間の所定労働時間 8. 離職意向予定の有無

9. 新氏名 10. 個人番号 11. 喪失理由 12. 国籍・地域コード 13. 在留資格コード

住所欄

被保険者の住所又は居所

雇用保険法施行規則第7条第1項の規定により、上記のとおり届けます。

住 所 令和 年 月 日

事業主氏名

裏 面

様式第4号（第7条関係）（第2面）
雇用保険被保険者資格喪失届

14. 被保険者氏名（ローマ字）又は新氏名（ローマ字）（アルファベット大文字で記入してください。）

15. 在留カードの番号（在留カードの右上に記載されている12桁の英数字）

16. 在留期間

17. 通達・通達取消区分

18. 国籍・地域

19. 備考

「備考」欄

すでに「外国人雇用状況届出書（様式第3号）」によって届出済みの場合や、在留資格変更申請中の場合に記入してください。〔例：様式第3号によって届出済、在留資格変更申請中 など〕

「14.被保険者氏名（ローマ字）」欄

届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。

「19.在留資格」欄

在留カードの「在留資格」または旅券（パスポート）上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。

※「被監理者」「仮滞在許可者」の場合も同様に記入してください。

在留資格が「特定技能」または「特定活動」の場合には、以下のいずれかを記入してください。

- 特定技能1号（介護）
- 特定技能1号（ビルクリーニング）
- 特定技能1号（工業製品製造業）
- 特定技能1号（素形材産業）※a
- 特定技能1号（産業機械製造業）※a
- 特定技能1号（電気・電子情報関連産業）※a
- 特定技能1号（建設）
- 特定技能1号（造船・船用工業）
- 特定技能1号（自動車整備）
- 特定技能1号（航空）
- 特定技能1号（宿泊）
- 特定技能1号（農業）
- 特定技能1号（漁業）
- 特定技能1号（飲食料品製造業）
- 特定技能1号（外食業）
- 特定技能1号（自動車運送業）
- 特定技能1号（鉄道）
- 特定技能1号（林業）
- 特定技能1号（木材産業）
- 特定技能2号（ビルクリーニング）
- 特定技能2号（工業製品製造業）
- 特定技能2号（建設）
- 特定技能2号（造船・船用工業）
- 特定技能2号（自動車整備）
- 特定技能2号（航空）
- 特定技能2号（宿泊）
- 特定技能2号（農業）
- 特定技能2号（漁業）
- 特定技能2号（飲食料品製造業）
- 特定技能2号（外食業）
- 特定活動（ワーキングホリデー）
- 特定活動（EPA）
- 特定活動（高度学術研究活動）
- 特定活動（高度専門・技術活動）
- 特定活動（高度経営・管理活動）
- 特定活動（高度人材外国人の就労配偶者）
- 特定活動（建設分野）
- 特定活動（造船分野）
- 特定活動（外国人調理師）
- 特定活動（ハラル牛肉生産）
- 特定活動（製造分野）
- 特定活動（家事支援）
- 特定活動（就職活動）
- 特定活動（農業）
- 特定活動（日系4世）
- 特定活動（本邦大学卒業生）
- 特定活動（就労可）
- 特定活動（その他）

※a 在留資格「特定技能1号（素形材産業）」「特定技能1号（産業機械製造業）」「特定技能1号（電気・電子情報関連産業）」のまま離職の届出を行う場合のみ。